

電力需給対策に関する制度見直しについて

5月13日電力需給緊急対策本部「夏期の電力需給対策について」別紙1（抄）

（1～11省略）

12. 労働条件の見直しについての対応

各企業の節電対策に必要な労働時間のシフトなどの労働条件の見直しについては、現行法制の枠内で十分な労使協議等の手続を踏むことによって対応可能であることから、厚生労働省において労使が協力して節電に取り組むに当たり必要な手続きルール等をパンフレットの作成・配付、相談対応の充実等を通して周知、徹底する。

13. オフィスビル等の室内温度についての対応

今次の節電対策として、各企業がオフィスビル等の室温設定を見直す場合にあっては、まず、室温を28℃とすることについて、改めて強く推奨し、各需要家の取組の徹底を図ることを基本とする。

なお、需要家の自主的な行動として室温を29℃に引き上げることも考えられるところであり、その場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などが行われるよう、需要家に十分に周知を図る。

14. オフィスビル等の照度についての対応

オフィスビル等の照度については、幅を持って認められているJISの照度基準値の下限値を経済産業省において明確化、周知することにより、需要家の適切な照明利用を促す。また、官公庁においても民間と同様の対応を図る。

15. オフィスビル等の換気についての対応

オフィスビル等の換気については、建築物衛生法及び労働安全衛生法上の室内CO2濃度基準を周知することで、過度な換気による過大な電力消費及び冷房効率低下の抑制を促す。